

第三十四号議案

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

江戸川区新川さくら館条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表広場の項中「一、九一二円」を「一、九九七円」に、「一六、八七五円」を「一七、六二五円」に、「集会」を「又は集会」に、「四五円」を「四七円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、施行日前に利用する者及び施行日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

公園占用料の改定を踏まえ、江戸川区新川さくら館の広場を貸切りで利用する

場合の利用料金を改定するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。